# 牛尾山法嚴寺本堂等 保存修理準備会 会則

## 第一章 総 則

- 第1条 当会は牛尾山法嚴寺本堂等 保存修理準備会という。
- 第2条 当会事務所を下記に置く。

京都府京都市山科区音羽中芝町 32

法嚴寺寺務所内

第3条 法嚴寺は天智天皇の時代に開創され、平安期に法相宗となり法相修験の行場として長らく伝統を保ってきた。今も檀家がなく、祈祷寺としてあるいは修行の場として地元の皆様の御信心により守られているお寺である。本堂は京都府の暫定登録文化財で、他にも貴重な関係資料等も残されていることから適切な保存修理を行うことと併せ、地元の皆様、参拝される方々の受け入れ環境を整備することを目的とする。

# 第二章 役員と組織

第一節 役員

- 第4条 当会の役員は法嚴寺住職と地元山科の方を基本とする。
- 第5条 当会で第4条以外の者を役員として適格と認めた場合は役員にす

ることができる。

第6条 当会の役員は無報酬とする。任期も設定しない。

#### 第二節 組織と運営

- 第7条 当会の代表を住職とし総括する。
- 第8条 当会の会計は出納を担当する。
- 第9条 当会の役員会は役員の半数以上の出席がなければ開会できない。
- 第10条 役員会は目的の完遂の為に協議、決定する機関とする。
- 第 11 条 役員会は出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は議長 が決する。

## 第三章 財産の管理及び処分

- 第12条 当会の財産は、代表が確実なる方法によりこれを管理する。
- 第 13 条 次に掲げる行為をしようとする時は、役員会の決定を経た後としなければならない。
  - 一、当会の本来の目的の為に50万円以上の支出をする時。
  - 二、借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。)又は保証をする時。
  - 三、財産の処分をする時。
- 第14条 会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日を以って終わるものと

する。

- 第15条 歳入歳出の予算は会計年度開始前に代表が編成し、役員の三分の二 以上の同意を得なければならない。
- 第16条 決算は会計年度終了後一ヶ月以内に代表が作成し、役員の三分の二 以上の同意を得なければならない。
- 第17条 歳計に剰余を生じたる時は、翌年度の歳入に編入する。
- 第18条 当会の寺務所には常に下に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。
  - 一、会則
  - 二、役員名簿
  - 三、収支計算書

## 第四章 解散

- 第19条 当会の目的を果たし終えた時または新たな組織設立に伴い、その使命を果たし終えた時に解散することとする。
- 第20条 役員会にて解散を決定する。
- 第21条 当会が解散した場合の残余財産は宗教法人法嚴寺に帰属する。

# 第五章 補則

- 第22条 この規則を変更しようとするときは、役員全員の決議を得なければならない。
- 第23条 この規則の施行に関し必要なる細則は役員会の承認を得てこれを定める。

令和4年6月17日

牛尾山法嚴寺本堂等 保存修理準備会 代表 印